

今月は“訪問看護”のご紹介、第5弾です。いざというとき訪問看護を知っていることで自宅での療養を安心して選択いただけるように、今月も訪問看護の基本的なこと、知って欲しいことを事例を交えて具体的にご紹介します。今回のテーマは特別な訪問看護指示書の活用についてです。

\*\*\* 今月の訪問看護の基礎知識 \*\*\*

～『特別訪問看護指示書』はすごい！ その活用方法は…～

(1)概要

- ・前回号までご紹介の通り、訪問看護は「医療保険」と「介護保険」の2種類の利用形態がありますが、通常の利用では訪問看護を利用しようと思っても制限されてしまう場合があります。
- ・でも、**特別な時に医師から出される指示書 (= 『特別訪問看護指示書』)** が交付されれば、14日間に渡り**基本的な制限に縛られず、訪問看護の利用ができる**ようになります。
- ・1日複数回、看護師2人対応も可能で、90分を超える訪問も週1回可能です。
- ・『特別訪問看護指示書』が交付される場合、介護保険対象のご利用者様の場合は、「医療保険」による訪問看護に切り替わります。

(2)『特別訪問看護指示書』を交付できる要件は次の3つです。

- ①肺炎や心不全などの急性増悪時
- ②疾病に関わらず終末期である場合
- ③退院直後

※特別訪問看護指示書は原則として月1回までですが、

下記の場合は**月2回まで**交付できます。(月をまたいでもOKです)

- ①気管切開がある方 (気管カニューレを使用している状態の方)
- ②真皮を越える褥瘡の状態にある方 (事例1)



**事例1：褥瘡の悪化に対する『訪問看護指示書』の交付**

90代女性 長期臥床による褥瘡の悪化(褥瘡数カ所)

- ・毎日の訪問にて褥瘡処置や保清、食事介助などのケアを実施。
- ・月2回の指示書の交付で連月訪問ができ褥瘡が改善、痛みも取れています。

～実は退院当日から訪問看護が利用できる！～

- (1)左記のとおり退院時に『特別訪問看護指示書』を交付することで、退院当日から、連日の訪問看護を14日間に渡り利用できます。
- (2)例えば次のようなご利用ができます。
  - ・医療依存度が高い方の退院直後の心配を減らすことができます。
  - ・退院日に訪問看護師が自宅待機し、すぐに処置や点滴を開始することができます。
  - ・病棟で実施していた退院指導や介護指導、内服管理等、心配なことばかりですが、退院当日からフォローに入ることによって心配や不安を緩和することができます。
  - ・在宅酸素をはじめとする医療機器の新規導入に携わることで、退院直後の不安や負担を減らすことができます。(結果として再入院の予防になります)(事例2)

**事例2：退院直後の『特別訪問看護指示書』の交付**

80代女性 (Aさん) 呼吸不全の病状管理が必要な方



- ・家に帰りたいとの希望で退院を準備、娘さんが仕事をしながら、食事などの日常的な家事・見守り支援を行い、自宅での療養を支援することになりました。
- ・在宅酸素導入が必要で、退院日に丁寧に説明し医療機器への不安を減らしました。
- ・また、退院日以降も不安や心配は抱え込まず何でも相談いただけるように、コミュニケーションを取って、人間関係を構築していきます。
- ・退院後は酸素量を調整しながら生活できており、シャワー浴介助も実施できている状況。動くと息切れする中、呼吸・筋力低下を防ぐためのリハビリも実施しています。

<解説>

『特別訪問看護指示書』を上手に利用することが在宅療養における大事なポイントです。但し、あくまでも“一時的”な利用のための制度であることにご注意ください。

☆ご質問・ご相談等、お気軽にお声掛けください。

安心をお届けする



わかばクリニック

熊本市東区若葉3-13-20

☎096-285-6014

web: wakaba-cl.jp